

政令第 号

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の一部の施行に伴い、並びに河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項並びに第十二条第三項、第十五条の二第二項、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十九条第一項及び第三十二条第二項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第三十六条第三項、第七十九条第一項、第八十八条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条並びに第百九条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第九条第二項並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（河川法施行令の一部改正）

第一条 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「関し、法第二十三条」の下に「、第二十三条の二」を加え、同号イただし書中「当該発電が、法第二十三条の許可を受けた当該発電以外のためにする水利使用のために取水した流水の

みを利用するものである場合」を「法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占有に係るもの」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占有に係るものであつてイからニまでに掲げる水利使用のために貯留し、又は取水した流水を利用する発電のためにするもの

第二条第一項第四号中「、法」の下に「第二十三条の三、」を加え、同項第五号中「関する法第二十三条」の下に「若しくは第二十四条」を、「までの許可」の下に「又は法第二十三条の二の登録」を、「当該許可」の下に「又は登録」を加える。

第六条第一項中「水利台帳」を「法第二十三条の許可に係る水利台帳」に改め、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二十三条の二の登録に係る水利台帳の調書には、一の水利使用ごとに、国土交通省令で定める様式に従い、前項第一号及び第七号並びに第十四条の三各号に掲げる事項について記載をするものとする。
第九条の二の次に次の一条を加える。

(河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第九条の三 法第十五条の二第二項の政令で定める河川管理施設又は許可工作物（以下この条において「河川管理施設等」という。）の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況（次号において「河川管理施設等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能（許可工作物にあつては、河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

二 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあつては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があるこ

とを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

- 2 前項に規定するもののほか、河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十四条の次に次の二条を加える。

(流水の占用の許可を受けた水利使用のために取水した流水に類する流水)

- 第十四条の二 法第二十三条の二の政令で定める流水は、ダム又は堰(せき)(第二号において「ダム等」という。)から専ら次に掲げる場合に放流される流水とする。ただし、魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。

- 一 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき。
- 二 ダム等の洪水調節容量を確保するために必要なとき。
- 三 法第二十三条の許可を受けた水利使用(発電以外のためにするものに限る。)のために必要なとき。

(登録事項)

第十四条の三 法第二十三条の三の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

二 登録の対象となる流水の占用に係る発電のために利用する法第二十三条の二に規定する流水に関する次に掲げる事項

イ 法第二十三条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

ロ 前条に規定する流水が放流されるダム又は堰せきの位置及び名称

三 登録の対象となる流水の占用に係る流水の量

四 登録の対象となる流水の占用に係る権利の存続期間

五 取水口又は放水口の位置その他の流水の占用の場所

六 登録の年月日その他国土交通省令で定める事項

第十六条の四第一項第二号中「土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てる」を「次に掲げるものを捨て、又は放置する」に改め、同号に次のように加え

る。

イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石（砂を含む。以下同じ。）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

第十六条の四第二項中「前項第三号」を「前項第二号イ及び第三号」に改める。

第十八条第二項第一号中「から第二十五条までの許可」を「、第二十四条若しくは第二十五条の許可又

は法第二十三条の二の登録」に改め、同項第二号中「から第二十五条までの許可」を「、第二十四条若し

くは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録」に、「、許可」を「、当該許可若しくは登録」に、

「こえる」を「超える」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第二十条の二中「第二十三条又は」を「第二十三条の許可又は法」に、「規定による処分」を「許可（

法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）」に改め、同条

第一号ただし書及び第五号を削る。

第四十三条第二項中「行なう」を「行う」に、「から第二十五条までの許可及び」を「、第二十四条及

び第二十五条の許可、法第二十三条の二の登録並びに」に改め、「当該許可」の下に「又は登録」を加え、同条第三項中「から第二十五条までの許可」を「、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十条の二の登録」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「当該許可」の下に「又は登録」を加える。

第四十五条第四号中「第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項」を「第二十三条の許可、法第二十条若しくは第二十六条第一項の許可（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）」に、「第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分」を「法第三十四条第一項に規定する許可（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する法第二十四条の許可を除く。）に係る同項の承認又はこれらの許可若しくは承認」に改める。

第四十八条第一項中「許可」の下に「又は法第二十三条の二の登録」を加える。

第五十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てた」を「同項第二号イからハまでに掲げるものを捨て、又は放置した」に改める。

（特定多目的ダム法施行令の一部改正）

第二条 特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二中「同条同項」を「同項」に、「許可を受けている者」を「許可又は同法第二十三条の二の規定による登録を受けている者」に改め、同条第一号中「見積つた」を「見積もつた」に改め、同条第二号中「許可」の下に「又は同法第二十三条の二の規定による登録」を加える。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第三条 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項第二号イ中「第二十三条」の下に「、第二十四条」を加え、「又は第三十四条の規定による許可又は」を「の規定による許可、同法第二十三条の二の規定による登録又は同法第三十四条の規定による」に改め、同号口中「許可」の下に「、登録」を加え、同条第五項中「河川法」の下に「第二十三条の三、第二十三条の四、」を加え、同条第七項中「から第二十五条まで」を「、第二十四条及び第二十五条」に、「及び」を「、同法第二十三条の二の規定による登録並びに」に改め、「当該許可」の下に「又は登録」を加える。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第四条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

（総合特別区域法施行令の一部改正）

第五条 総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、同法第三十一条第一項第一号中「第四条第七項（第六条第二項）」とあるのは「総合特別区

域法第十二条第八項第一号（同法第十四条第二項）」と」を削る。

第四条中「、同法第三十一条第一項第一号中「第四条第七項（第六条第二項）」とあるのは「総合特別区

域法第三十五条第八項第一号（同法第三十七条第二項）」と」を削る。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

第六条 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条第一項中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第七条第二項中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第六条とし、第八条から第十二条までを一条ず

つ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施行する。ただし、第一条中河川法施行令第十六条の四及び第五十九条の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

(復興庁組織令の一部改正)

2 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の項中「第十一条」を「第十条」に改める。

理由

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項、流水の占用の許可を受けた水利使用のために取水した流水に類する流水を定める等の必要があるからである。